

# 適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 21 年 7 月 3 日

会社名 三菱製紙株式会社  
(コード番号 3864 東証第一部)

当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 基本方針

三菱製紙グループは、「三菱製紙グループ企業行動憲章」のなかの一つに「企業活動の透明性」を謳い、それに基づいて「情報開示方針」を制定・公開し、適切な会社情報をタイムリーに開示することを宣言しています（以下 URL のほか、後述「3. 適時開示に関する社内規定」をご参照願います）。

（参考 URL：三菱製紙グループ企業行動憲章 <http://www.mpm.co.jp/company/kensyou.html>  
情報開示方針 [http://www.mpm.co.jp/ir/disclosure\\_policy.html](http://www.mpm.co.jp/ir/disclosure_policy.html)）

### 2. 適時開示業務の執行体制

#### (1) 情報開示委員会および広報連絡会の設置

三菱製紙グループ全体の情報開示を総括するため「情報開示委員会」を設置し、その実務運営組織として「広報連絡会」を組織しています。本社関係部門のほか工場および主要な関連会社の担当者によって構成され、情報開示に関するポリシーやルールの策定・管理、適切な情報発信および開示情報の共有の推進にあたっています。

#### (2) a. 当社の決定事実・決算の開示

当社の決定事実・決算等に関わる事項については、取締役会規則および同細則によって取締役会決議を要する基準を具体化しており、それに従って会社にとって一定以上の重要性を有する案件を取締役に付議しています。これらの案件の適時開示の必要性について、社長室経営企画部（IR（投資家広報等）に関する事項を分掌）、総務人事部（取締役会に関する事項を分掌）および経理部（決算に関する事項を分掌）がチェックし、適時開示の必要があると判断されるものは、担当部署（社長室経営企画部、総務人事部、経理部自身のこともあり得ます）が取締役会付議のための資料と並行して開示原稿の作成を行い、その内容について上述の各部のほか、内部監査部、監査役もチェックを行っています。

開示の必要性の判断にあたっては、「情報開示方針」に則り、適時開示規則に該当する情報は当然開示とするだけでなく、適時開示規則には該当しない情報であっても、投資家の判断に影響と与えると思われる事項は、速やかかつ公正に情報開示を行うべきと考えております。

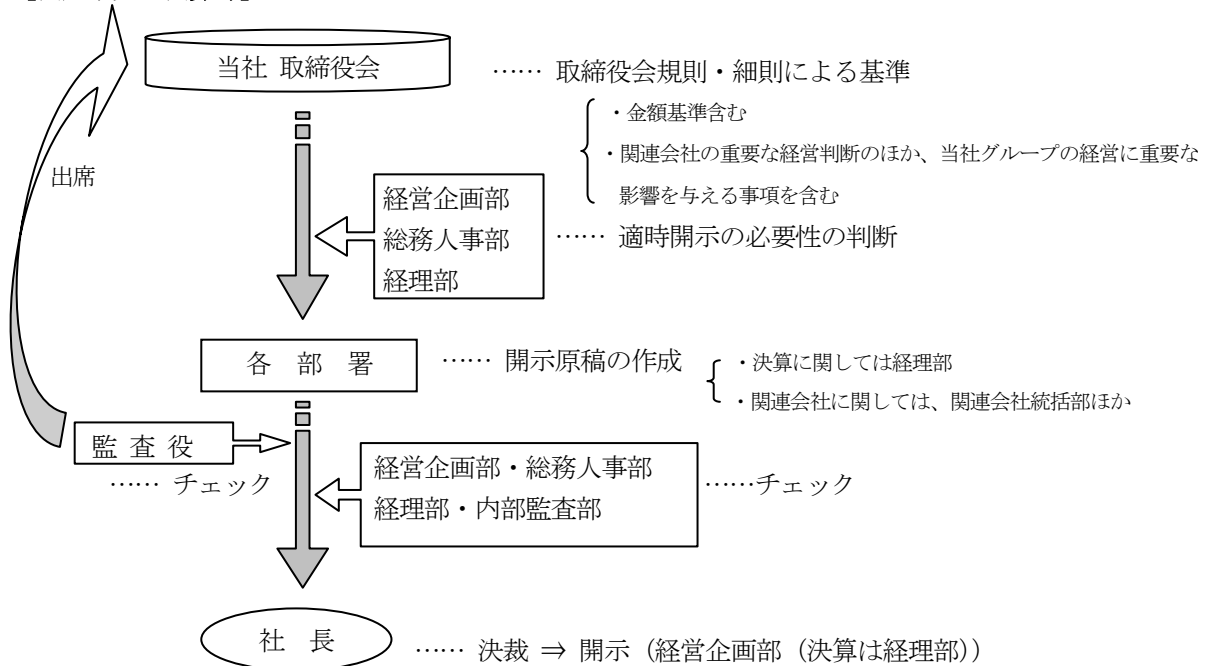
外部への発表については、最終的に社長の決裁を経て、社長室経営企画部（決算に関しては経理部）が行い、機関決定後速やかに開示ができるようにしています。

なお、会社法上当然の義務ですが、監査役は取締役会に出席し、議案の内容を精査していますので、仮に社長室経営企画部、総務人事部、経理部による適時開示の必要性判断に過誤があり漏れがあった場合、事後的となることもあり得ますが、チェックの機能が働くと考えています。

b. 関連会社の決定事実・決算の開示

当社の関連会社の決定事実・決算に関して、それが重要な経営判断にあたる場合には、当社の取締役会においても承認を必要とすることになっています。こうして、当社の取締役会で審議される関連会社の案件については、(2)a. で述べたルートによって、必要に応じ適時開示されることとなります。

[決定事実・決算等]

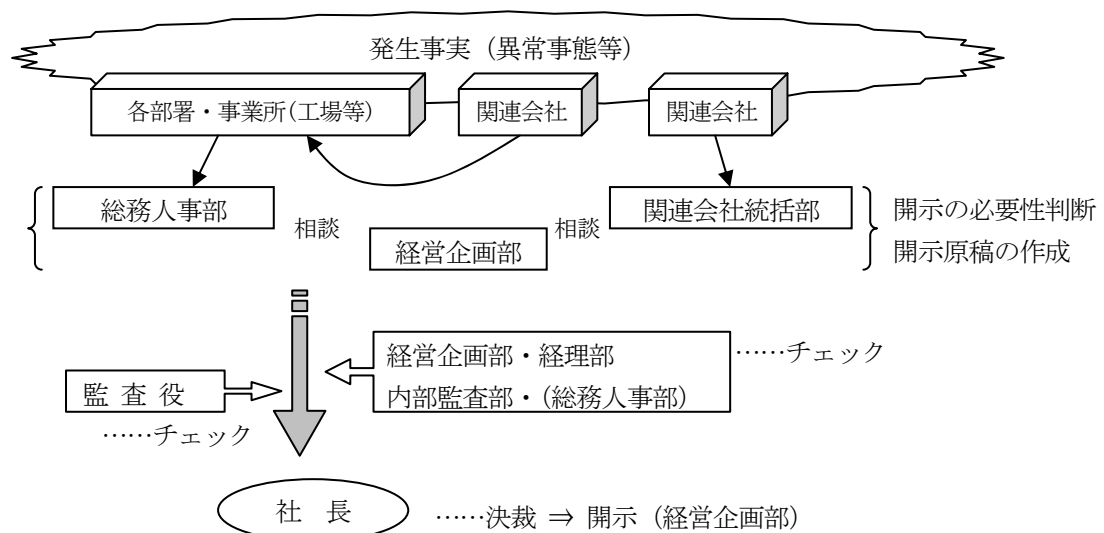


(3) 当社および関連会社における発生事実の開示

発生事実に関しては、当社の各部署ならびに工場等の事業所で事故その他の異常事態が発生した場合には、速やかに担当部門のほか本社総務人事部に報告することとしており、また、当社グループの各社で発生した事実については、社長室関連会社統括部が報告を受け、いずれも経営企画部と相談のうえ適時開示の必要性を判断し、開示原稿を作成します。それを、経理部・内部監査部・監査役のチェックを経て、社長が決裁し、開示を行います。

事業部門や工場によっては、特定の関連会社と密接に連携している場合もあり (例: 当社の紙事業部門と、紙の販売会社)、そのような関連会社における発生事実は、関連会社統括部よりは当該事業部門により早くより詳しく報告される場合もあり、必ずしも割り切った整理ができるわけではありませんが、各現業部門からも(1)で述べた情報開示委員会および広報連絡会に参加しており、そのような場合にも各現業部門が適時開示に関する意識を持ち、適切な対応ができるよう努めています。

[発生事実]



### 3. 適時開示に関する社内規定

#### (1) 三菱製紙グループ企業行動憲章

当社グループの企業行動憲章として9項目を掲げ、その1つに「企業活動の透明性」として、「公正、透明な企業活動を行い、積極的かつ適正に企業情報を開示して顧客、株主、地域社会その他の関係者とのコミュニケーションを図り、社会からの理解を深めるよう努めます。」と謳っています。

#### (2) 情報開示方針

(1)を受けて当社グループの情報開示方針を策定し、適時開示規則を遵守・より積極的に開示をしていくための基準をはじめ、開示方法、沈黙期間、将来の見通しについての注意などを規定しています。

#### (3) 広報連絡会ガイドライン

当社グループ情報開示委員会の実務運営にあたる広報連絡会について、その活動項目、情報発信の許認可者の基準、重要情報の取り扱い、情報開示の原則・方法を定めたガイドラインを策定しています。

#### (4) コンプライアンス行動基準

コンプライアンス行動基準として全 37 条掲げており、そのうちの「株主・投資家との関係」において、第 19 条（経営情報の開示）、第 20 条（インサイダー取引の禁止）を規定しています。

#### (5) 内部者取引防止規定

内部者取引防止規定を定め、内部情報の管理、内部情報の公表についての規定をするほか、証券取引所の適時開示規則に準じて開示を要する場合の規定をしています。

### 4. 適時開示に対する意識づけ

#### (1) 情報開示委員会および広報連絡会の活動

連結会社情報が一層重視されてきていることを鑑み、主要な関連会社も横断的に組織した情報開示委員会を設置していますが、同委員会およびその実務を担う広報連絡会の活動を通じて、会社情報の適時適切な開示の重要性についての意識を高めるよう努めています。

#### (2) コンプライアンス教育等

当社役員・従業員ならびに関連会社の役員・従業員を対象としてコンプライアンス教育を階層的に行っていますが、そのなかで会社情報（特に「悪い」情報）の速やかな伝達の重要性を認識するような内容の教育も行い、企業グループ全体として、適時適切な情報開示ができる企業風土を醸成するための意識づけを図っています。

以 上